32　35の欄は、当該船舶の信号符字がある場合に限り記載すること。

33　36の欄は、船舶局に限り記載することとし、加入している海岸局を、正加入、準加入の別に従い記載すること。

34　37の欄は、船舶局に限り記載することとし、局種及び無線設備の名称について、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

35　38及び39の欄は、船舶局に限り記載することとし、局種コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載し、無線設備の名称の欄は具体的に記載すること。

（記載例）　ＴＧ　インマルサットＣ

36　40の欄は、義務船舶局等に限り記載することとし、次によること。

［(1)～(3)　略］

37　41の欄は、次によること。

［削る］

(1)　［略］

(2)　非義務船舶局であつて、船舶安全法（昭和８年法律第11号）第２条の規定に基づく命令により備付けを要する遭難自動通報設備がある場合は、その旨記載すること。

(3)　船舶安全法第４条第１項ただし書の規定により無線電信又は無線電話の施設を免除されたものである場合は、その旨を記載すること。

［(4)～(9)　略］

［削る］

38　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

39　無線局事項書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。

40　第２条第３項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務に係る事項を含めて記載すること。

別表第二号第４　航空機局及び航空機地球局の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、航空機に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「航空機地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、航空機に開設するもの」と、「航空地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの以外のもの」と読み替える。

36　36の欄は、当該船舶の信号符字がある場合に限り、記載すること。

37　37の欄は、船舶局に限り記載することとし、加入している海岸局を、正加入、準加入の別に従い記載すること。

38　38の欄は、船舶局に限り記載することとし、局種及び無線設備の名称について、コード表により該当するコードを記載すること。

39　39の欄及び40の欄は、船舶局に限り記載することとし、局種については、コード表により該当するコードを記載し、無線設備の名称は具体的に記載すること。

（記載例）　ＴＧ　インマルサットＣ

40　41の欄は、船舶局に限り記載することとし、次によること。

［(1)～(3)　同左］

41　42の欄の記載は、次によること。

(1)　４の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。

(2)　［同左］

［新設］

(3)　船舶安全法（昭和８年法律第11号）第４条第１項ただし書の規定により無線電信又は無線電話の施設を免除されたものである場合は、その旨を記載すること。

［(4)～(9)　同左］

(10)　無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第３条第２項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備である旨を記載すること。

42　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

43　無線局事項書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。

44　第２条第３項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、当該併せて行う業務に係る事項を含めて記載すること。

別表第二号第４　航空機局及び航空機地球局の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係）（航空機局については、総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、航空機に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは、「人工衛星に開設する実験試験局」と、「航空機地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、航空機に開設するもの」と、「航空地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの以外のもの」と読み替え、無線局の種別の欄、開設、継続開設又は変更を必要とする理由の欄、無線局の目的の欄及び通信事項の欄は、それぞれの注に準じて記載すること。